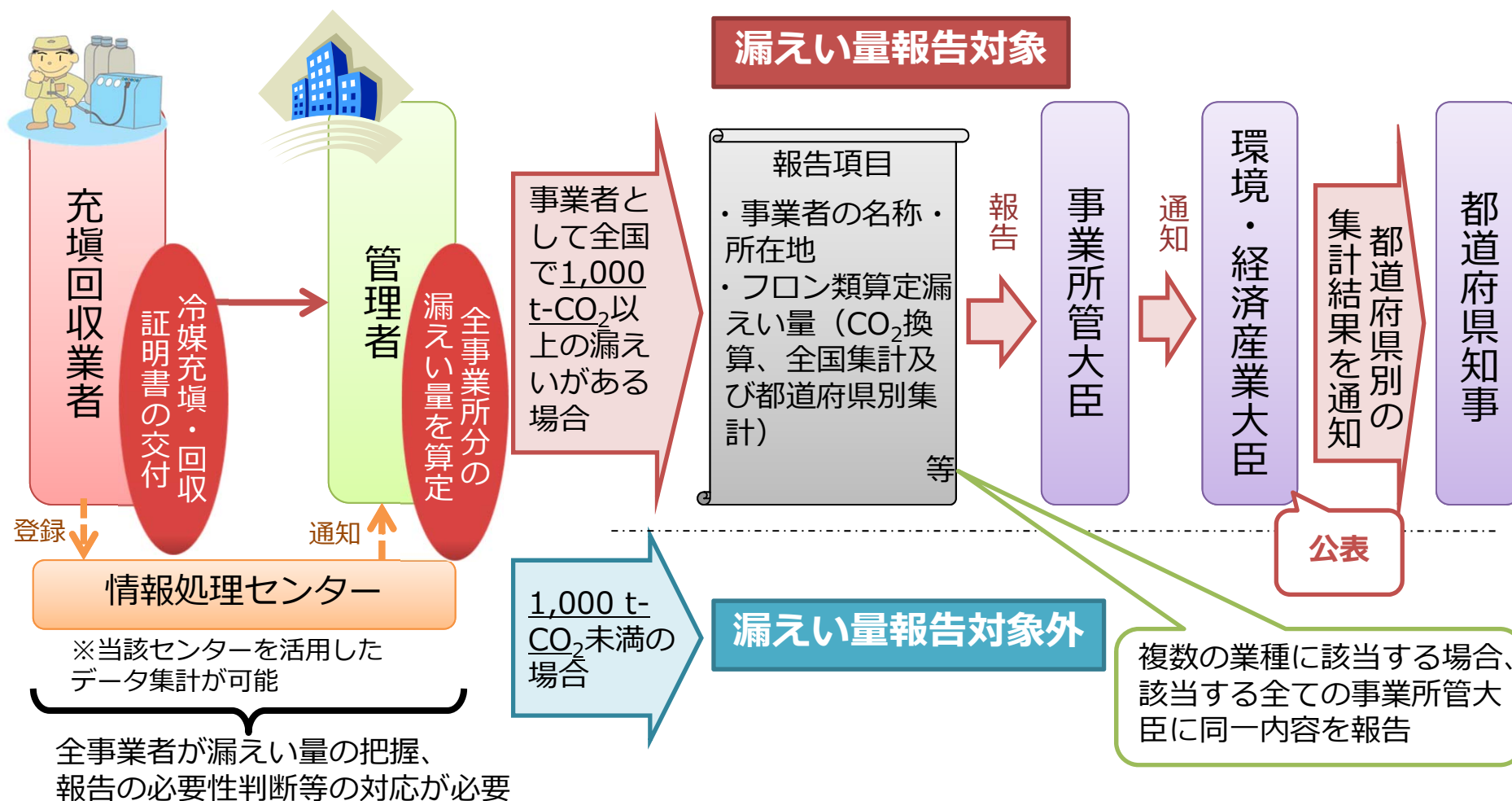


# フロン類漏えい量の算定・ 報告方法について

平成 3 0 年 5 月

# フロン算定漏えい量報告・公表制度の概要

- 業務用冷凍空調機器の管理者によるフロン類の漏えい量の把握を通じた自主的な管理の適正化を促すため、一定以上の漏えいが生じた場合、管理する機器からのフロン類の漏えい量を国に対して報告する必要があります。
- 国に報告された情報は、整理した上で公表します。



# フロン類漏えい量の算定・報告方法について 目次

Step1	1. 算定・報告対象者	■算定・報告対象となる第一種特定製品の管理者の考え方を確認します。
Step2	2. 算定・報告の準備	■自ら管理する第一種特定製品を把握します。 ■機器リスト等を作成し、充填・回収証明書の交付を受けます。
Step3	3. 漏えい量の算定	■充填・回収証明書を集計し、漏えい量を算定します。 ■算定漏えい量から報告対象かどうかを判断します。
Step4	4. 漏えい量の報告	■報告対象となる場合、報告書を作成し、国に報告します。
Step5	5. 報告内容の公表等	■国は提出された報告書を集計し、公表します。 ■国民からの開示請求により国から開示されます。

- 参考 (1) 業種別の留意点  
(2) フロン類算定漏えい量報告マニュアル  
(3) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度との比較

■お問い合わせ先：フロン類算定漏えい量報告・公表制度ヘルプデスク  
株式会社三菱総合研究所 環境・エネルギー事業本部内  
メール：furon-helpdesk@mri.co.jp TEL 03-6705-6143 (平日9:30-17:30)

## Step1

### 1. 算定・ 報告対象者

- 算定・報告対象となる第一種特定製品の管理者の考え方を確認します。

## Step2

### 2. 算定・ 報告の準備

- 自ら管理する第一種特定製品を把握します。
- 機器リスト等を作成し、充填・回収証明書の交付を受けます。

## Step1 算定・報告対象者

### 1-1.算定・報告対象となる製品

1-1-1.「第一種特定製品」とは

1-1-2.事業所における第一種特定製品の例

### 1-2.管理者の定義

1-2-1.「管理者」の解釈

1-2-2.リース・レンタルにおける管理者の考え方

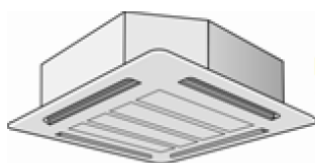
### 1-3.管理者の明確化

### 1-4.第一種特定製品の整備者

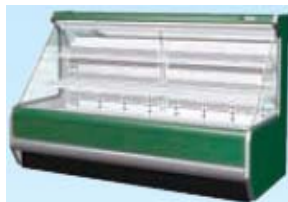
# 1-1-1.「第一種特定製品」とは

- 「第一種特定製品」とは、**業務用の空調機器及び冷凍冷蔵機器であって、冷媒としてフロン類が使われている**ものをいいます。（第二種特定製品を除く。）
- 「業務用」とは、**製造メーカーが業務用として製造・輸入している機器**です。使用目的が業務用であっても、製造メーカーが家庭用として販売している場合がありますので、銘板等から不明な場合は、事前に製造メーカーにお問い合わせ下さい。

## 業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）



業務用空調機器



冷凍冷蔵ショーケース



定置型冷凍  
冷蔵ユニット



ターボ式冷凍機

等

※以下の製品は第一種特定製品には含まれません。

## 第二種特定製品

カーエアコン  
(荷台を除く)



## 家庭用製品



家庭用冷蔵庫



家庭用ルームエアコン

## 冷媒がフロン類でない製品

自然冷媒 (CO<sub>2</sub>、アンモニア、空気、  
水等) を使用した機器



# 1-1-2.事業所における第一種特定製品の例

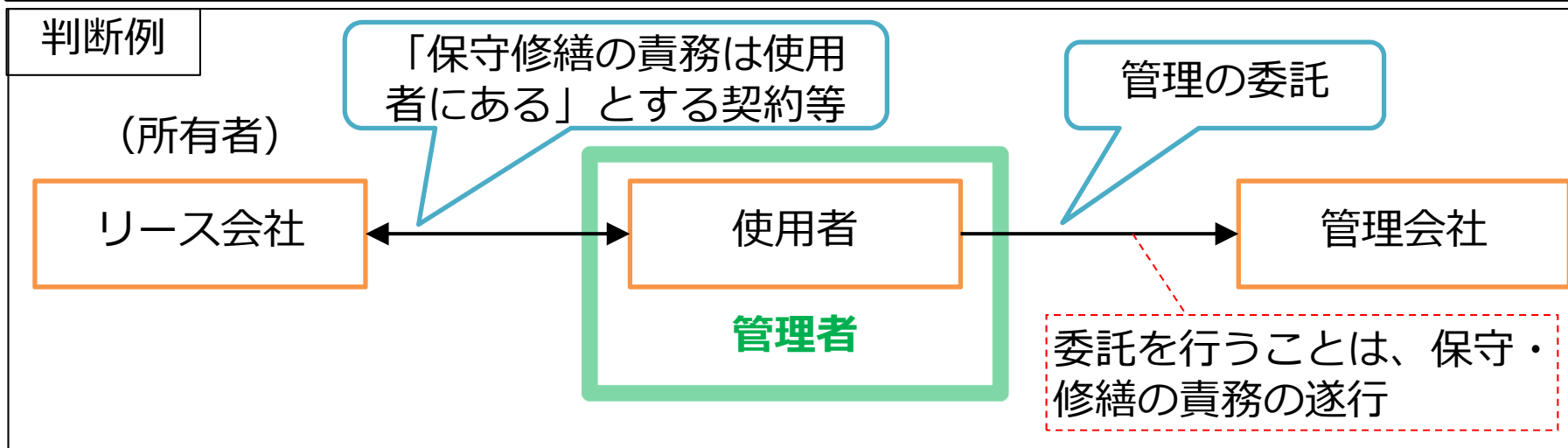
民生部門事業所の第一種特定製品の例		
報告義務	ビルオーナー等が管理者と想定される第一種特定製品の例	テナントが管理者と想定される第一種特定製品の例
熱源・空調機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビル備え付けパッケージエアコン（ビル用マルチエアコン、店舗用パッケージエアコン、ガスエンジンヒートポンプ空調機、等）</li> <li>セントラル式空調・給湯熱源（ターボ冷凍機、スクリュウ冷凍機、チラー等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>テナント持込のエアコン（家庭用エアコンを除く）</li> </ul>
食品・小売・飲料用冷凍機	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビル備え付け業務用冷凍・冷蔵庫</li> <li>プレハブ冷蔵庫（冷凍冷蔵ユニット）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>テナント持込のショーケース（酒類・飲料用ショーケース、食品用ショーケース、フラワーショーケースなど）</li> <li>テナント持込の業務用冷凍・冷蔵庫、寿司ネタケース、活魚水槽等</li> <li>テナント持込の飲食物用アイスクリーマー、製氷機、卓上型冷水機、ビールサーバー等</li> <li>冷水機、製氷機等</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動販売機</li> <li>病院用特殊機器（検査器、血液保存庫など）</li> </ul>	

産業・その他部門事業所の第一種特定製品の例	
分類	第一種特定製品の例
産業部門 (工場・冷凍冷蔵倉庫、熱供給事業所等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備用パッケージエアコン</li> <li>ターボ冷凍機</li> <li>スクリュウ冷凍機</li> <li>冷凍倉庫用空調機（スクリュウ冷凍機など）</li> <li>チラー</li> <li>スポットクーラー</li> <li>クリーンルーム用パッケージエアコン</li> <li>業務用除湿機</li> </ul>
その他（駅舎、農場、牧場等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅構内空調機器（ターボ冷凍機など）</li> <li>ビニールハウス用空調機（GHPなど）</li> <li>研究用特殊機器（恒温恒湿器、冷熱衝撃装置など）</li> <li>暫定的に設置される構造物（工事現場の仮設棟など）</li> </ul>

## 1-2-1. 「管理者」の解釈

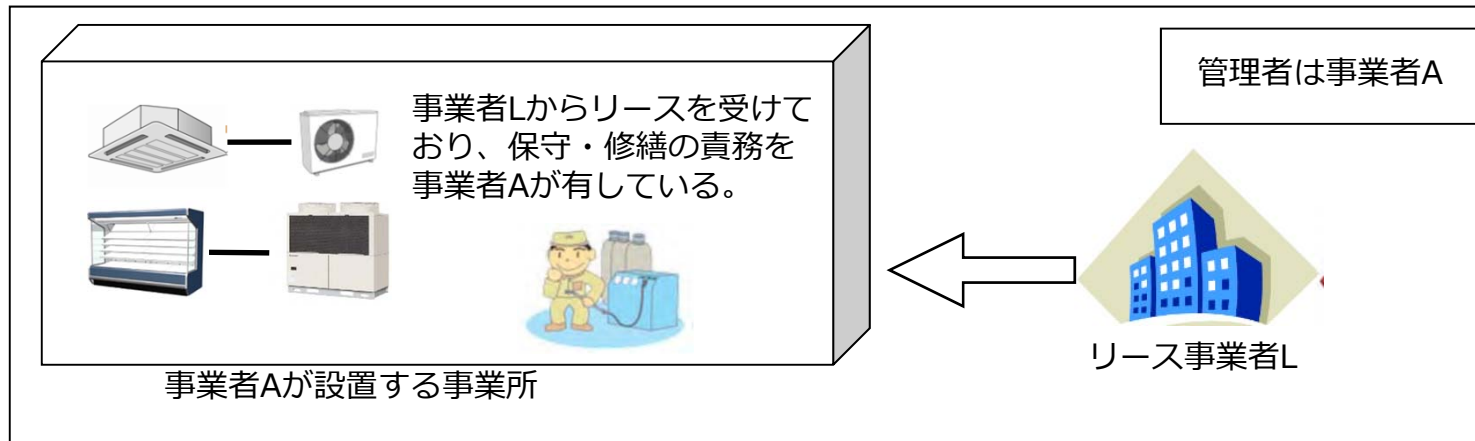
<管理者とは>

- 原則として、**当該製品の所有者が管理者**となります。
- ただし、例外として、**契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされている場合は、その者が管理者**となります。
  - ※ 保守点検、メンテナンス等の管理業務を委託している場合は、当該委託を行うことが保守・修繕の責務遂行であるため、**管理者は委託先のメンテナンス事業者ではなく、委託元である所有者等**となります。
  - ※ 所有者と使用者のどちらが管理者に当たるか不明確な場合は、まず、現在の契約を所有者と使用者の間で相互に確認し、管理者がどちらに該当するのかを明確にすることが必要となります。

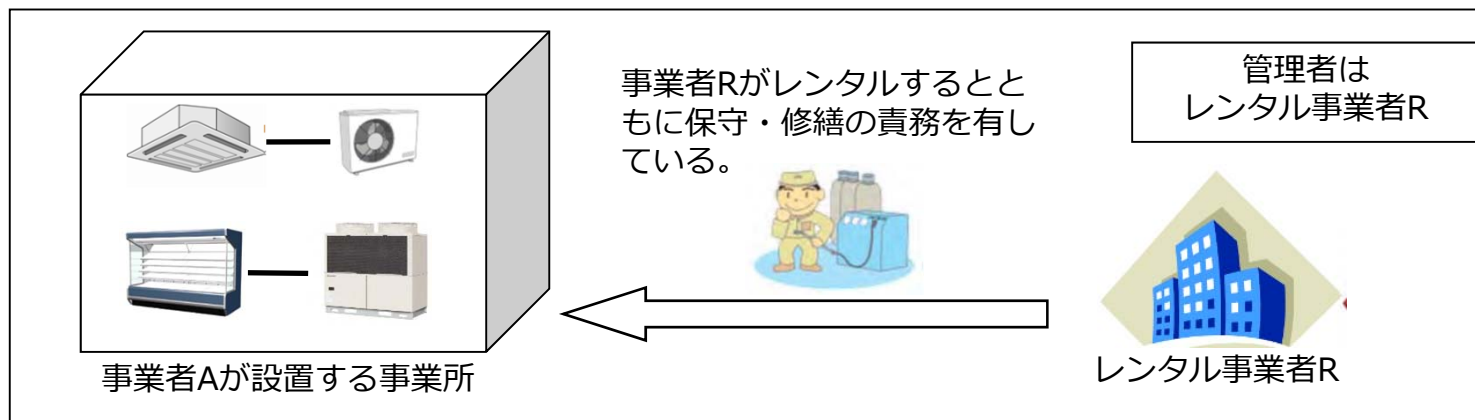


## 1-2-2. リース・レンタルにおける管理者の考え方

- 一般的に、**リース**（ファイナンス・リース、オペレーティング・リース）による機器の保守・修繕の責務は**使用者側**にあるとされています。（管理者はリースを受けている事業者）



- 一般的に、**レンタル**における物件の保守・修繕の責務は、**所有者側**にあるとされています。（管理者はレンタル事業者）

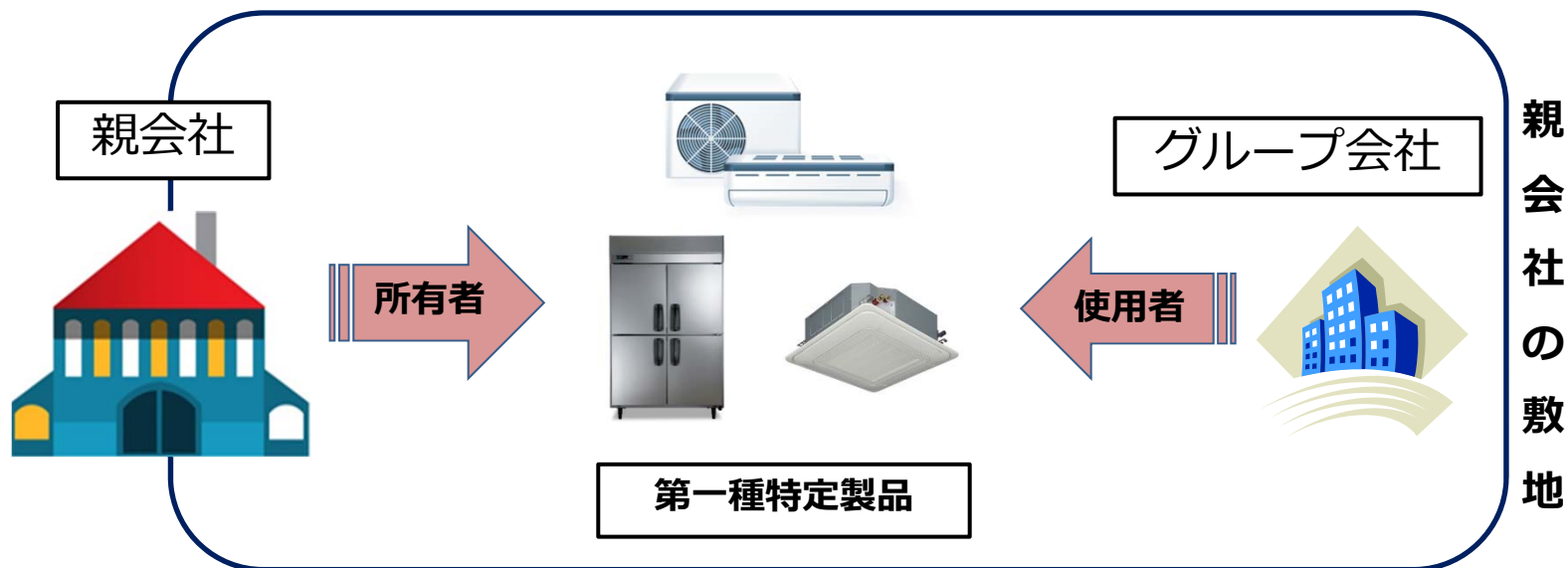




## 1-3. 管理者の明確化

- 所有者と使用者のどちらが管理者に当たるか不明確な場合は、まず、現在の契約を所有者と使用者の間で相互に確認し、**どちらが管理者に該当するのかを明確にすることが必要**となります。
- もし書面において誰が管理者であるか**明確に判断ができない場合には所有者が管理者**となります。共同所有の場合、話し合い等を通じ、管理者を一者にする必要があります。

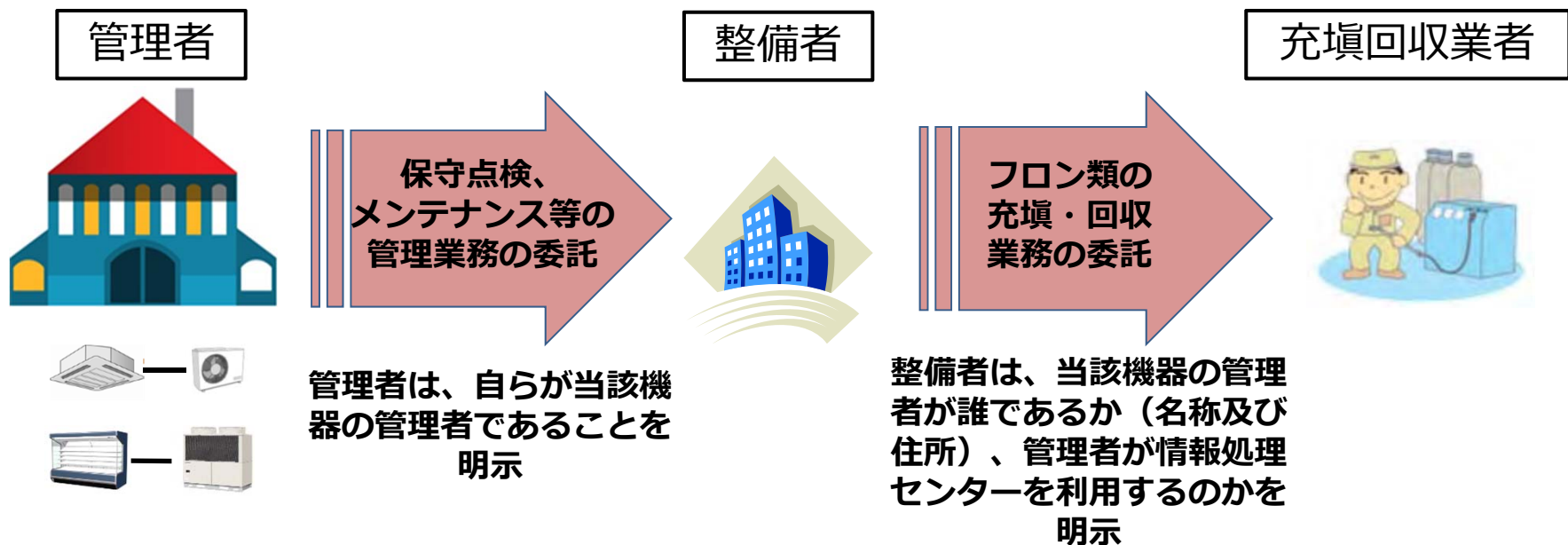
管理者が誰であるか疑義が生じるケースの例（親会社と子会社の関係等）



基本的には、所有権と契約等の書面により判断しますが、当事者間で協議の上、管理者が誰であるか書面等で明確化することができます。

## 1-4.第一種特定製品の整備者

- フロン排出抑制法では、第37条第1項において、第一種特定製品の保守点検、メンテナンス等の管理業務の委託を受ける事業者を想定して、「第一種特定製品整備者」を規定しています。
- なお、第37第2項では、**第一種特定製品整備者に対して、フロン類の充填・回収を充填回収業者に委託する際に、「管理者が誰であるのか（名称及び住所）」と、「管理者が情報処理センターを利用できる環境にあるかどうか」を伝達する義務を**定めています。  
(詳細は2-2-1 (23ページ) を参照)



Step1	1. 算定・報告対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■算定・報告対象となる第一種特定製品の管理者の考え方を確認します。</li> </ul>
Step2	2. 算定・報告の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自ら管理する第一種特定製品を把握します。</li> <li>■機器リスト等を作成し、充填・回収証明書の交付を受けます。</li> </ul>
Step3	3. 漏えい量の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>■充填・回収証明書を集計し、漏えい量を算定します。</li> <li>■算定漏えい量から報告対象かどうかを判断します。</li> </ul>
Step4	4. 漏えい量の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>■報告対象となる場合、報告書を作成し、国に報告します。</li> </ul>
Step5	5. 報告内容の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国は提出された報告書を集計し、公表します。</li> <li>■国は公表内容に基づき、より国から開示されます。</li> </ul>
参考	(2) フロン類算定漏えい量報告マニュアル	(2) 温室効果ガス排出量算定・報告公表制度との比較

## Step2 算定・報告の準備

### 2-1. 自らが管理する第一種特定製品の整理

### 2-2. 充填・回収量データの収集

#### 2-2-1. 充填回収業者への管理者の伝達

#### 2-2-2. フロン類充填・回収量データの収集

### 2-3. 情報処理センターの活用

## Step 2 算定・報告の準備

- 自らが管理者となる第一種特定製品の把握【マニュアル第Ⅱ編2.】  
(把握の後、第一種特定製品の整備者に対して、自らが管理者であることを伝達)

(整備者が、充填回収業者に対し、第一種特定製品の管理者が誰であることを伝達)

(充填・回収業者が、充填回収時に、伝達された管理者宛に充填・回収証明書を発行。もしくは、情報処理センターへ充填・回収量とともに管理者名を登録。)

- フロン類漏えい量の算定【マニュアル第Ⅱ編3.】
  - 1.必要なデータ(充填・回収証明書もしくは情報処理センター登録データ)の取得

## 2-1.自らが管理する第一種特定製品の整理

- 自らが管理すると特定した第一種特定製品については、後述のフロン類漏えい量の算定や報告の確認のため、**機器リスト等により取りまとめておく**ことが必要となります。
- 第一種特定製品の把握・整理は、各社で保有する既存の台帳や、フロン排出抑制法第16条の下で作成する点検記録簿、新規購入・廃棄の際の記録等を活用することが考えられます。

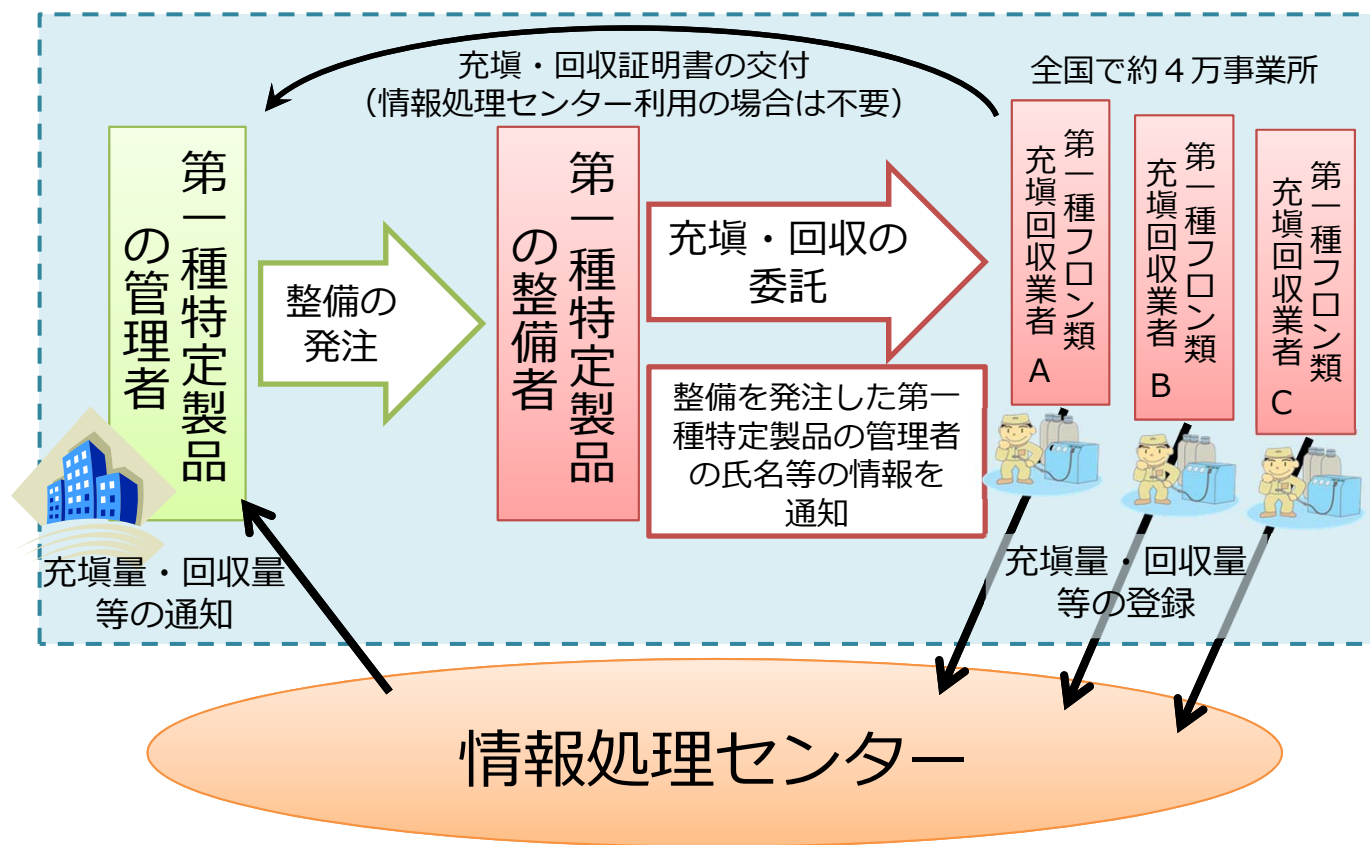
自らが管理する第一種特定製品の整理例

ID	事業所番号	事業所名	都道府県名	第一種特定製品を識別する情報				フロン類の種類
				分類	管理番号	型式	製造番号	
1		A支社	A県	ビルマルチエアコン		..	..	..
2		A支社	A県	飲料用ショーケース		..	..	..
3		B工場	A県	自動販売機		..	..	..
4		B工場	A県	冷凍機		..	..	..
5		C工場	A県	冷凍機		..	..	..
6		C工場	A県	設備用パッケージエアコン		..	..	..
7		●●社D工場 (他者事業所)	D県	店舗用パッケージエアコン		..	..	..
8		●●社D工場 (他者事業所)	D県	自動販売機		..	..	..
⋮								
⋮								
⋮								

- ※他者の事業所・移動体に設置された機器の場合は、他者の事業所名を記載します（網掛け部分の機器）。自らの事業者全体としての漏えい量には含めますが、自らが設置する事業所の漏えい量には含めません。
- ※報告に用いる都道府県の識別は、自社の事業所か他者の事業所かにかかわらず、機器が設置されている事業所の所在地によって識別します。

## 2-2-1. 充填回収業者への管理者の伝達

- 漏えい量算定に用いるデータを確実に回収するために、下記を実施することが必要となります。
  - ・ 整備者に対して当該製品の管理者が自らであることを伝達する
  - ・ 整備者は、充填回収業者に管理者の情報を伝達する
- 情報処理センターを用いず、充填・回収証明書の発行によりデータを収集する場合には、発行先の部署や担当者を明示することも望まれます。



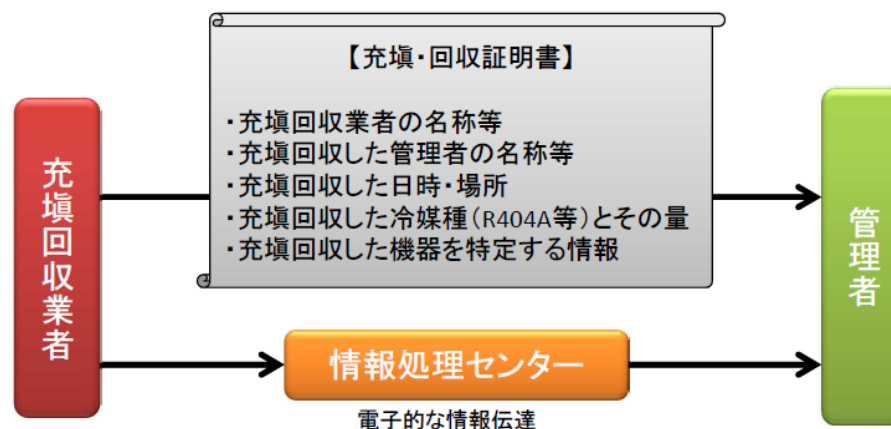
## 2-2-2. フロン類充填・回収量データの収集

○フロン類算定漏えい量算定の根拠とするデータは、以下の2種類です。

① 充填回収業者が発行する**充填・回収証明書**

(紙で発行される必要があります。)

② 充填回収業者が**情報処理センターを通じて登録したデータ**

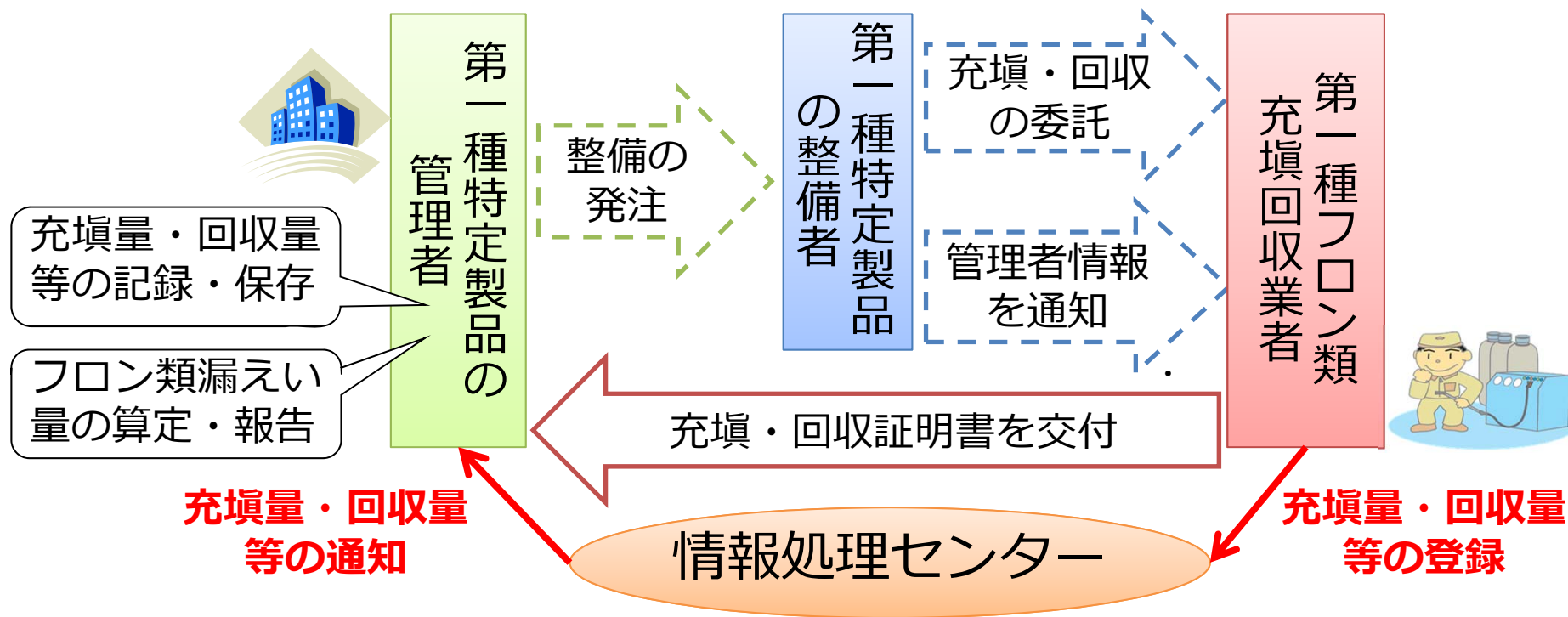


(充填・回収証明書の記載事項)

- ① 整備を発注した第一種特定製品の管理者（当該管理者が第一種フロン類充填回収業者である場合であって、かつ、当該管理者が自らフロン類を充填（回収）した場合を含む。）の氏名又は名称及び住所
- ② フロン類を充填（回収）した第一種特定製品の所在（具体的な店舗の住所等の設置場所が特定できる情報）
- ③ フロン類を充填（回収）した第一種特定製品が特定できる情報（機器番号その他製品の識別が可能な番号等）
- ④ 充填（回収）した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- ⑤ 当該証明書の交付年月日
- ⑥ 充填（回収）した年月日
- ⑦ フロン類を充填（回収）した第一種特定製品ごとに、充填したフロン類の種類（冷媒番号区分の別）ごとの量
- ⑧ 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の（※充填証明書のみ記載事項）別

## 2-3. 情報処理センターの活用

- 第一種フロン類充填回収業者は、充填・回収する機器の管理者に対して、「充填・回収証明書」を交付します。管理者は、「充填・回収証明書」の情報から、「点検整備記録簿」に充填量・回収量を記録します。また、「充填・回収証明書」を元に、機器からの漏えい量を算定します。
- 情報処理センターを介することにより、紙の証明書が交付不要**になります。また、電子的な登録・通知により、**管理者は充填量・回収量等を電子的に管理・集計可能**となり、点検整備簿への記録・保存や、算定漏えい量報告のための集計が容易に行えます。
- 情報処理センターの詳細は、参考資料3（93ページ）をご覧ください。





Step1	1. 算定・報告対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■算定・報告対象となる第一種特定製品の管理者の考え方を確認します。</li> </ul>
Step2	2. 算定・報告の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自ら管理する第一種特定製品を把握します。</li> <li>■機器リスト等を作成し、充填・回収証明書の交付を受けます。</li> </ul>
Step3	3. 漏えい量の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>■充填・回収証明書を集計し、漏えい量を算定します。</li> <li>■算定漏えい量から報告対象かどうかを判断します。</li> </ul>
Step4	4. 漏えい量の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>■報告対象となる場合、報告書を作成し、国に報告します。</li> </ul>
Step5	5. 報告内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国は提出された報告書を集計し、公表します。</li> <li>■国は公表された報告書に基づき、地球により国から開示されます。</li> </ul>

## Step3 漏えい量の算定

### 3-1. 算定漏えい量の算定方法

### 3-2. 算定漏えい量報告の対象

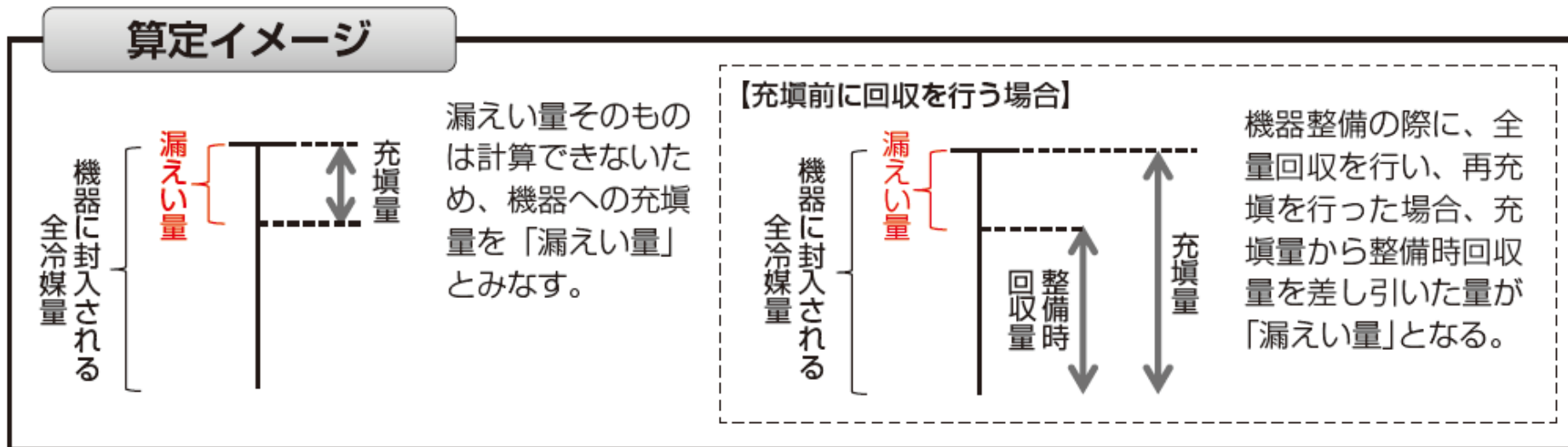
### 3-3. 事業所の考え方

### 3-4. 漏えい量の算定に関する注意事項

### 3-5. 本制度で用いるフロン類GWP

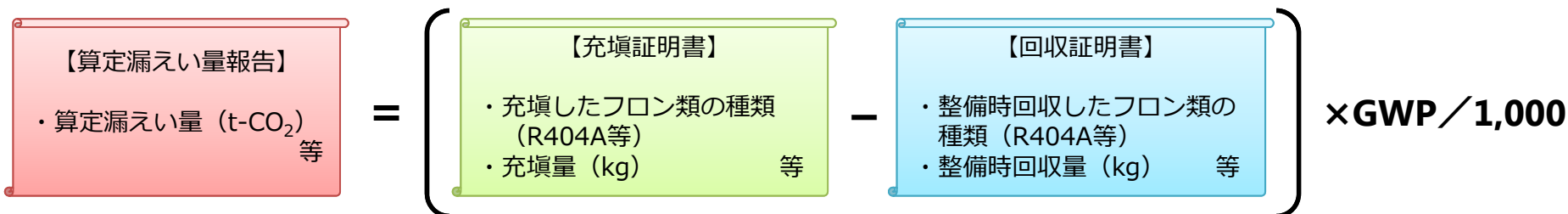
# 3-1.算定漏えい量の算定方法

- 第一種特定製品から漏えいしたフロン類の量は直接には把握ができないことから、**算定漏えい量は充填証明書及び回収証明書から算定することになります。**
- **機器設置時の充填量及び機器廃棄時の回収量は、算定の対象外**です。



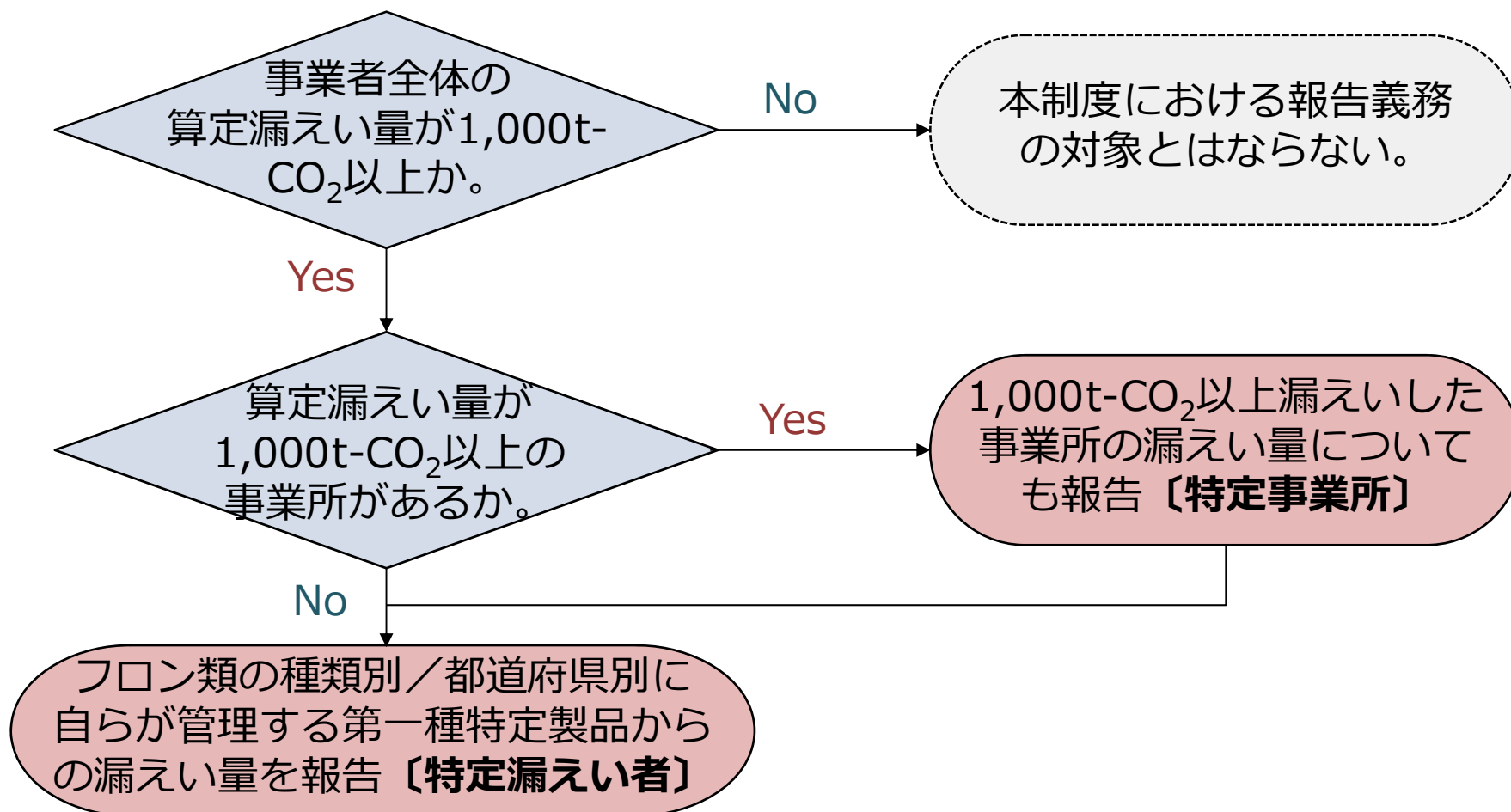
$$\text{算定漏えい量 (t-CO}_2\text{)} = \sum (\text{フロン類の種類ごとの ( 充填量 (kg) - 整備時回収量 (kg) )} \times \text{GWP} ) / 1,000$$

||  
漏えい量



## 3-2.算定漏えい量報告の対象

- 算定漏えい量報告の対象となる事業者は、算定漏えい量が年間1,000 t-CO<sub>2</sub>以上の事業者（特定漏えい者）です。
- また、報告対象となる事業者の事業所であって、1つの事業所からの算定漏えい量が年間1,000 t-CO<sub>2</sub>以上の事業所（特定事業所）についても合わせて報告する必要があります。



## 3-3.事業所の考え方

○フロン類算定漏えい量報告・公表制度における「事業所」は、原則として次の要件を備えているものをいいます。

(1)事務・事業に係る活動が

・単一の運営主体のもとで

・一区画（同一の又は隣接する敷地）を占めて  
行われていること

(2)事務・事業に係る活動が、

・従事者（当該活動に従事する者をいいます）又は設備を有して

・継続的に

行われていること

※ただし、事務・事業が行われている場所が一区画内になくても、工場等の立地状況や第一種特定製品の管理の一体性から判断し、一事業所として取り扱って差し支えありません。

※「自らが設置する事業所」とは、テナントとして入居する事業所なども含めます。

## 3-4.漏えい量の算定に関する注意事項

- 3-1(25ページ)において示した方法により、**漏えい量(kg)**を【**事業所別／フロン類の種類別**】及び【**都道府県別／フロン類の種類別**】ごとに集計します。
- ※ 都道府県別の集計に当たっての設置場所の判断は、**第一種特定製品が設置されている場所**（事業所の場合は事業所の住所、移動体の場合はその管理事業所の住所）に依ります。
- また、これら漏えい量(kg)に**GWP**を乗じて、【**事業所別／フロン類の種類別**】及び【**都道府県別／フロン類の種類別**】の**算定漏えい量(t-CO<sub>2</sub>)**を算定します。
- 報告書作成支援ツールを利用することにより、上記を踏まえた算定が可能です。

### 留意点

- 平成30年7月までに報告する平成29年度漏えい量の算定におけるGWPは、次頁に記すフロン類GWP告示（平成28年度経済産業省、環境省告示第2号）の数値を用いてください。告示に記載されていない混合冷媒（フロン類）を用いている場合には、本制度での報告対象となる物質以外の物質（PFC等）のGWPを0とみなし、重量平均から算定されるGWPを設定してください。不明な場合は第一種特定製品のメーカーにお問い合わせください。
- ※ 平成28年7月までに報告する平成27年度漏えい量算定において用いられていた旧告示に示されていたフロン類のGWPに変更はありませんが、告示にフロン類の種類が追加されています。
- 漏えい量算定の対象となるのは、**報告対象年度の4月1日から3月31日までの間に機器整備の際して充填または回収がされたもの**です。
- 設置時の充填及び廃棄時の回収については本制度の報告対象外**です。

## 3-5.本制度で用いるフロン類GWP（平成29年度漏えい量算定用）

○ 本制度の算定においては、以下に示すフロン類GWP告示※<sup>1</sup>の表一、表二に記されたGWP値を用います※<sup>2</sup>。（112～113ページ参照）

フロン類GWP告示 表一

1	R-11（トリクロロフルオロメタン）	4,750
2	R-12（ジクロロジフルオロメタン）	10,900
3	R-13（クロロトリフルオロメタン）	14,400
4	R-22（クロロジフルオロメタン）	1,810
5	R-23（トリフルオロメタン）	14,800
6	R-32（ジフルオロメタン）	675
7	R-113（トリクロロトリフルオロエタン）	6,130
8	R-114（ジクロロテトラフルオロエタン）	10,000
9	R-115（クロロペンタフルオロエタン）	7,370
10	R-123（ジクロロトリフルオロエタン）	77
11	R-124（クロロテトラフルオロエタン）	609
12	R-125（1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン）	3,500
13	R-134a（1・1・1・2-テトラフルオロエタン）	1,430
14	R-141b（1・1-ジクロロ-1-フルオロエタン）	725
15	R-142b（1-クロロ-1-1-ジフルオロエタン）	2,310
16	R-143a（1・1・1-トリフルオロエタン）	4,470
17	R-152a（1・1-ジフルオロエタン）	124
18	R-227ea（1・1・1・2・3・3-ヘプタフルオロプロパン）	3,220
19	R-236fa（1・1・1・3・3-ヘキサフルオロプロパン）	9,810
20	R-245fa（1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン）	1,030

フロン類GWP告示 表二※<sup>3</sup>

1	R-401A	1,180	26	R-414B	1,360	51	R-435A	25
2	R-401B	1,290	27	R-415A	1,510	52	R-437A	1,810
3	R-401C	933	28	R-415B	546	53	R-438A	2,260
4	R-402A	2,790	29	R-416A	1,080	54	R-439A	1,980
5	R-402B	2,420	30	R-417A	2,350	55	R-440A	144
6	R-403A	1,360	31	R-417B	3,030	56	R-442A	1,890
7	R-403B	1,010	32	R-418A	1,740	57	R-500	8,080
8	R-404A	3,920	33	R-419A	2,970	58	R-501	4,080
9	R-406A	1,940	34	R-420A	1,540	59	R-502	4,660
10	R-407A	2,110	35	R-421A	2,630	60	R-507A	3,990
11	R-407B	2,800	36	R-421B	3,190	61	R-508A	5,770
12	R-407C	1,770	37	R-422A	3,140	62	R-508B	6,810
13	R-407D	1,630	38	R-422B	2,530	63	R-509A	796
14	R-407E	1,550	39	R-422C	3,080	64	R-512A	189
15	R-407F	1,820	40	R-422D	2,730			
16	R-408A	3,150	41	R-423A	2,280	65	その他混 合冷媒	
17	R-409A	1,580	42	R-424A	2,440			
18	R-409B	1,560	43	R-425A	1,510			
19	R-410A	2,090	44	R-426A	1,510			
20	R-410B	2,230	45	R-427A	2,140			
21	R-411A	1,600	46	R-428A	3,610			
22	R-411B	1,710	47	R-429A	12			
23	R-412A	1,840	48	R-430A	94			
24	R-413A	1,260	49	R-431A	36			
25	R-414A	1,480	50	R-434A	3,250			

※<sup>1</sup> 正式名称は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第1条第3項及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第2条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格817等に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件（フロン類GWP告示）（平成28年経済産業省、環境省告示第2号）」

※<sup>2</sup> 後述する報告書作成支援ツールには、フロン類GWP告示表一、表二に示された数値が組み込まれています。

※<sup>3</sup> フロン類GWP告示表二の最下段には、GWPが不明な混合冷媒について解説が記されていますが、ここでは割愛しています。

## Step4 漏えい量の報告方法

### 4-1. 提出書類の作成

### 4-2. 報告書等の提出方法

### 4-3. 報告書作成支援ツール

### 4-4. フロン法電子報告システム

Step4

#### 4. 漏えい量の報告

- 報告対象となる場合、報告書を作成し、国に報告します。

Step5

#### 5. 報告内容の公表等

- 国は提出された報告書を集計し、公表します。
- 国民からの開示請求により国から開示されます。

- 参考 (1) 業種別の留意点  
(2) フロン類算定漏えい量報告マニュアル  
(3) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度との比較

# Step 4 漏えい量の報告の概要

## ●フロン類漏えい量の報告 【マニュアル第Ⅲ編】

報告書作成支援ツール  
(4-3.、参考資料1参照)

33ページ 69ページ

### 1. 報告書の作成

様式番号	文書名	概要	提出の義務
様式第1 (29~31ページ参照)	フロン類算定漏えい量等の報告書	事業者の名称、所在地、担当者等の事項とともに、フロン類の種類別、都道府県別の算定漏えい量を記入します。	あり (必須)
様式第2 (31~32ページ参照)	フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報	様式第1で記入するフロン類の算定漏えい量について、その増減の状況に関する情報等を記入する様式です。	なし (任意)
様式第3 (122ページ参照)	磁気ディスク提出票	磁気ディスクで提出を行う場合に、磁気ディスクに併せて提出する様式です。	磁気ディスク提出の場合、 必須

### 2. 報告書の提出

書面

磁気ディスク

電子報告  
システム



# 4-1-1.提出書類の作成【様式第1（表面）】

○事業者の名称、所在地、担当者等の事項を記入してください。

(表面)  
様式第1 (第4条関係)  
フロン類算定漏えい量等の報告書

平成××年×月××日

経済産業大臣

報告者住所 千100-0000  
東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

氏名 環境株式会社  
代表取締役社長 環境太郎 印  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号。以下「法」という。)第19条第1項及び第2項の規定による算定漏えい量等に関する事項について、次のとおり報告します。

特定漏えい者コード	X X X X X X X X X X
特定漏えい者の名称 (前回の報告における名称)	環境株式会社
所在地 (ふりがな)	千100-0000 東京都 千代田 市区 霞が関〇-〇-〇
商標又は商号等	
主たる事業	石油化学系基礎製品製造 される誘導品を含む
主たる事業を所管する大臣	経済産業大臣
フロン類算定漏えい量	第1表、第2表及び別添のとおり
その他の関連情報の提供の有無(該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
担当者 (問い合わせ先)	部署 環境部〇〇係 氏名 環境良男 電話番号 03-XXXX-XXXX メールアドレス aa@cc.dd.ee
※受理年月日	年 月 日
※処理年月日	年 月 日

備考 1 本報告書は、特定漏えい者ごとに作成すること。  
2 代表者の氏名を記載し、押印することに代えて、その代表者が署名することができる。  
3 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。  
4 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。  
5 特定漏えい者が連鎖事業者に該当する場合には、商標又は商号等の欄に当該連鎖事業者が行う連鎖事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。  
6 主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者については、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について裏面に記載すること。  
7 主たる事業を所管する大臣の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。  
8 提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。  
9 担当者の氏名は、日本工業規格A4とすること。

## 【記入事項】

- ①報告年月日
- ②宛先
- ③報告者(住所・氏名)
- ④特定漏えい者
- ④-1特定漏えい者コード※
- ④-2特定漏えい者の名称
- ④-3所在地
- ⑤主たる事業
- ⑥事業コード
- ⑦主たる事業を所管する大臣
- ⑧その他関連情報の提供の有無
- ⑨担当者

### ※『特定漏えい者コード』

- 原則として温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる特定排出者コードと同じです。同制度のホームページ(<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>)でコードを確認の上、9桁の番号を入力してください。
- ホームページ上でコード番号を確認することができない場合は、ヘルプデスク(17ページ参照)へお問い合わせください。

## 4-1-2. 【様式第1（裏面）】

- 事業者において2つ以上の業種に属する事業を行っている場合、表面に記載した主たる事業以外の事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード（数字4桁）及び事業の名称、並びに当該事業を所管する大臣を記入してください。
- 様式第1（表面）の『主たる事業を所管する大臣』及び裏面の『当該事業を所管する大臣』のすべてに同一の報告書を提出してください。

(裏面)

1	事業の名称	その他の有機化学工業製品製造業	事業コード	1	6	3	9
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣					
2	事業の名称	医薬品原薬製造業	事業コード	1	6	5	1
	当該事業を所管する大臣	厚生労働大臣					
3	事業の名称		事業コード				
	当該事業を所管する大臣						

備考 二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあつては、番号1から3までの欄に、主たる事業以外の事業の名称を日本標準産業分類の細分類に従って記載すること。また、番号3までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

事業の名称

当該事業を所管する大臣

事業コード

# 4-1-3. 【様式第1第1表】 特定漏えい者単位の報告

○フロン類の種類別、都道府県別の算定漏えい量を記載してください。  
(報告書作成支援ツール上で自動計算・表示されます。)

【特定漏えい者単位の報告】

第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類の種類 漏えい年度：平成XX年度

フロン類の種類	① R-22		② R-404A		③ R-410A		④		⑤		合計
	算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )	実漏えい量 (kg)	
特定漏えい者全体			6	300							2,374
都道府県											
1. 東京都			784	200	418	200					1,202
2. 愛知県	362	200									
3. 大阪府			39								
4.											

備考 1 漏えい年度の欄には、フロン類の種類別、都道府県別の算定漏えい量を記載してください。  
2 ①～⑤の欄には、フロン類の種類別、都道府県別の算定漏えい量を記載できない場合は、欄の道

## 漏えい量の報告値について

- 小数点以下を切り捨てた整数値を記入
- 算定漏えい量が1t-CO<sub>2</sub>未満、実漏えい量が1kg未満の漏えい量についてはゼロを記入
- 冷媒の回収のみを行った場合、マイナスの漏えい量を記入
- 漏えい量が存在しない（充填・回収を行っていない）欄は空欄

## 4-1-4. 【様式第1第2表】 特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧

- 全ての特定事業所（フロン類の算定漏えい量が1,000 t-CO<sub>2</sub>以上の自ら設置する事業所）について記入してください。
- ここで記入した特定事業所のフロン類算定漏えい量等は、「(別紙)【特定事業所単位の報告】」に記入して報告してください。

第2表 特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧

特定事業所番号	特定事業所の名称	特定事業所の所在地	特定事業所において行われている事業				
			事業コード			事業の名称	
1 ①	東京店 ②	〒100-0000 東京都千代田区大手町〇-〇-〇 ③	1	6 ④	3	1	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む） ④
2							
3							
10							

備考 1 本表には、特定漏えい者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。特定事業所番号10までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

2 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。

3 本表に記載した特定事業所については、当該特定事業所ごとのフロン類算定漏えい量等を、別紙を添付することにより報告すること。

特定事業所番号

特定事業所の所在地

特定事業所において行われている事業

特定事業所の名称

事業コード

⇒117ページ

# 4-1-5. 【別紙】 特定事業所単位の報告

## 【別紙第1表】 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

- 特定事業所ごとに当該事業所の算定漏えい量を記入してください。(別紙)
- 特定事業所ごとのフロンの種類ごとに、算定漏えい量 (t-CO<sub>2</sub>) を記入してください。(別紙 第1表)

(別紙)

(別紙)【特定事業所単位の報告】

特定事業所の名称		特定事業所番号	1 ①
特定事業所の名称 (ふりがな) (前回の報告における名称)	東京店 ②		
所在地	〒100-0000 ③ 東京 都道府県 千代田 市区町村 大手町〇-〇-〇		
都道府県コード	石油化学系基礎製品製造業 (一貫して生産される誘導品を含む) ④		
特定漏えい者コード	X X X X X X X X X X	※	
都道府県コード	1 3	事業コード	1 6 3 1 ⑦
フロン類算定漏えい量	別紙第1表のとおり		
その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 ⑧ 2. 無		
担当者情報	部署 総務課 (ふりがな) 環境 二部 氏名 電話番号 03-XXXX-XXXX メールアドレス bb@cc.dd.ee		

- 特定事業所番号※第2表で示した番号
- 特定事業所において行われる事業
- 特定漏えい者コード

(別紙第1表)

別紙第1表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

フロン類の種類	① R404A	② R410A	③	④	⑤	合計
算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> )	588	418				1,006
実漏えい量 (kg)	150	200				

①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑥の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

- 算定漏えい量
- 実漏えい量
- 合計

- 担当者情報
- その他の関連情報の提供の有無 ※様式第2の提供の有無

※ 他社の事業所・移動体に設置された第一種特定製品からのフロン類漏えい量が一事業所において1,000t-CO<sub>2</sub>を超える場合は、特定事業所とは考えません。

## 4-1-6. 【様式第2】 (フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報)

- 関連情報として様式第2を報告することで、**自社の規模等の漏えいに関する背景情報や漏えい原因の説明、漏えい量削減のための自社の取組の紹介等に活用**することができます。
- 様式第2の提出は事業者の任意です。事業者は必要に応じ、事業者ごと又は特定事業所ごとに1枚作成し、様式第1（フロン類算定漏えい量等の報告書）に添えて提出してください。

様式第2 (第6条関係)

フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報

① 提供年度：平成XX年度

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第25条第1項の規定により、フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

1. この情報は、特定漏えい者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。(特定漏えい者として1枚のみ提出可)

2. この情報は、当該特定事業所のみに係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。(特定事業所として1枚のみ提出可)

(該当するいずれかの番号を記載すること) →  2

特定漏えい者コード③	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	※
都道府県コード④	1	3	事業コード⑤		5	6	1	1			
事業所番号⑥	0	1	※								

1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報

⑦ 平成XX年度において店舗面積を拡大し、冷蔵ショーケース及び空調機器が増加したため、算定漏えい量が増加した。

2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報

⑧

3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報

⑨ 新規に導入した冷蔵ショーケース及び空調機器について、よりGWPが低い製品を選択して導入した。

4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報

⑩

5. その他の情報

⑪

担当者名	氏名	職名	〒	〒	〒
(問い合わせ先)	(ふりがな)	〒	〒	〒	〒
氏名	職名	〒	〒	〒	〒
電話番号	03-XXXXX-XXXX	〒	〒	〒	〒
月	日	年	月	日	日

### 記載事項例

#### 1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報

⇒前年度との比較やその理由を記載

- 店舗数、売場面積の拡大に伴い、機器が増加したため。
- 昨年度老朽化した機器を更新したことから、漏えい量が大幅に減少した。

#### 2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報

⇒保有機器に関する情報を記載

- 空調機器：保有台数〇台、合計初期充填量〇kg（全てR-410A）、算定漏えい量〇t-CO<sub>2</sub>（漏えい率〇%）
- 全量がブラインチラーからの漏えい

#### 3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報 4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報

⇒排出抑制対策を記載（実施済は3、実施予定は4に記載）  
次頁に示す選択肢での報告を推奨。

#### 5. その他の情報

⇒事業所数や漏えい原因等を記載  
次々頁に示す方法での報告を推奨

## 4-1-6. 【様式第2】 (フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報)

- 平成28年度算定漏えい量集計結果より、フロン類算定漏えい量の削減に関する措置について報告された内容を分類の上、集計・公表しています。これにより、漏えい量削減のために他の事業者の取組を参考にすることが可能になります。
- 適切に分類して各社の取組を紹介するため、**実施内容のうち該当する分類を下表の「措置の分類」から選択（複数選択可）して記載するよう**にお願いします。
- また、分類名に加えて、具体的な措置を追記することができます。

「3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報」

「4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報」

### 報告方法

実施内容のうち該当するものを左下表の「措置の分類」から選択（複数選択可）して記載する。

また、具体的な措置を追記する。

### 措置の分類

大分類	小分類
機器の導入・更新に関する取組	a 老朽化機器・漏えい量が多い機器の更新
	b CFC、HCFC（R-22など）から機器の更新
	c ノンフロン機器の導入
	d 低GWP機器の導入
	e その他の機器導入・更新
機器の施工に関する取組	f 機器の施工に関する取組
機器の使用時における取組	g 機器の使用時における取組
機器の整備に関する取組	h 日常点検（簡易点検）における取組
	i 定期点検における取組
	j その他の点検・整備に関する取組
会社全体としての取組	k 会社方針等の策定
	l 従業員教育に関する取組
その他	m その他の取組

### 報告イメージ

3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報

f.機器の施工に関する取組、h.日常点検（簡易点検）における取組  
使用年数が長く老朽化した配管の更新を実施。また、毎日機器の点検を実施し、機器の状態を管理。

4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報

a.老朽化機器・漏えい量が多い機器の更新、c.ノンフロン機器の導入  
老朽化した機器について、ノンフロン機器への計画的な更新を予定。

## 4-1-6. 【様式第2】 (フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報)

- 今年度から「その他の情報」のうち、事業所数・漏えい原因を記載いただいた場合、別途集計・公表を行うことを予定しています。
- 適切に集計して紹介するため、**可能な限り下記に示す方法での報告をいただくようお願いいたします。**

### 5. その他の情報

#### 報告方法

##### ・事業所数

種類によらず、**算定対象年度（提出年度の前年度）の事業年度末時点の全事業所数**を記載する。  
希望する場合、その後に事業所種類別の数を記載する。なお、事業所の定義は算定時の考え方と同様とする。

##### ・漏えい原因：

以下の項目から**主要な漏えい原因を各事業者が判断して選択し、記載**する。  
希望する場合、その後にそれによる漏えい量や具体的な状況等を記載する。

漏えい原因（選択項目）	備考	考えられる例
(ア) 製造時の要因	機器の製作不良や設計不良等により漏えいした場合に選択	シールゴム部品の不適合
(イ) 施工時の要因	施工不良等により漏えいした場合に選択	施工時のろう付け不足
(ウ) 使用時の要因	使用者の誤操作や誤判断等により漏えいした場合に選択	使用中の機器の破損
(エ) 整備時の要因	腐食管理不良や検査管理不良等、整備不足により漏えいした場合に選択	整備後のナット締め不足、 明らかな腐食・亀裂箇所の整備不足
(オ) 明確な要因が特定できないスローリーク	明確な要因が特定できない場合に選択	経年劣化により発生したピンホール、 振動によるバルブの緩み
(カ) その他・不明	(ア)～(オ)のいずれにもあてはまらない場合に選択	-

#### 報告イメージ

5. その他の情報	事業所数、漏えい原因以外の内容を記載することもできます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所数：60事業所（うち、総合スーパーマーケット57、物流センター2、本社施設1）を保有。</li> <li>・漏えい原因：全算定漏えい量5,620tのうち、(エ)整備時の要因（定期点検の際に整備業者が誤って弁操作を行った）で1,702t-CO<sub>2</sub>が漏えい。残り3,918t-CO<sub>2</sub>は(オ)明確な要因が特定できないスローリークによる漏えいであった。</li> </ul>	原因別漏えい量を把握していない場合、該当する要因のみの報告も可能。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏えい原因：(イ)施工時の要因、(オ)明確な要因が特定できないスローリークが該当。</li> </ul>	



## 4-2.報告書等の提出方法

### 提出期間

**毎年4月1日から7月31日まで**に報告書等を提出します。なお、報告書に記入する算定漏えい量は前年度の算定漏えい量が対象です。

### 提出先

報告書等は、事業を所管する省庁の窓口（133～137ページを参照）へ提出してください。

2つ以上の事業を行っている場合には、**それぞれの事業を所管するすべての省庁の窓口**に**同一の報告書等**を提出してください。

### 提出方法の選択

フロン類算定漏えい量等の報告は、以下の方法から選択することができます。

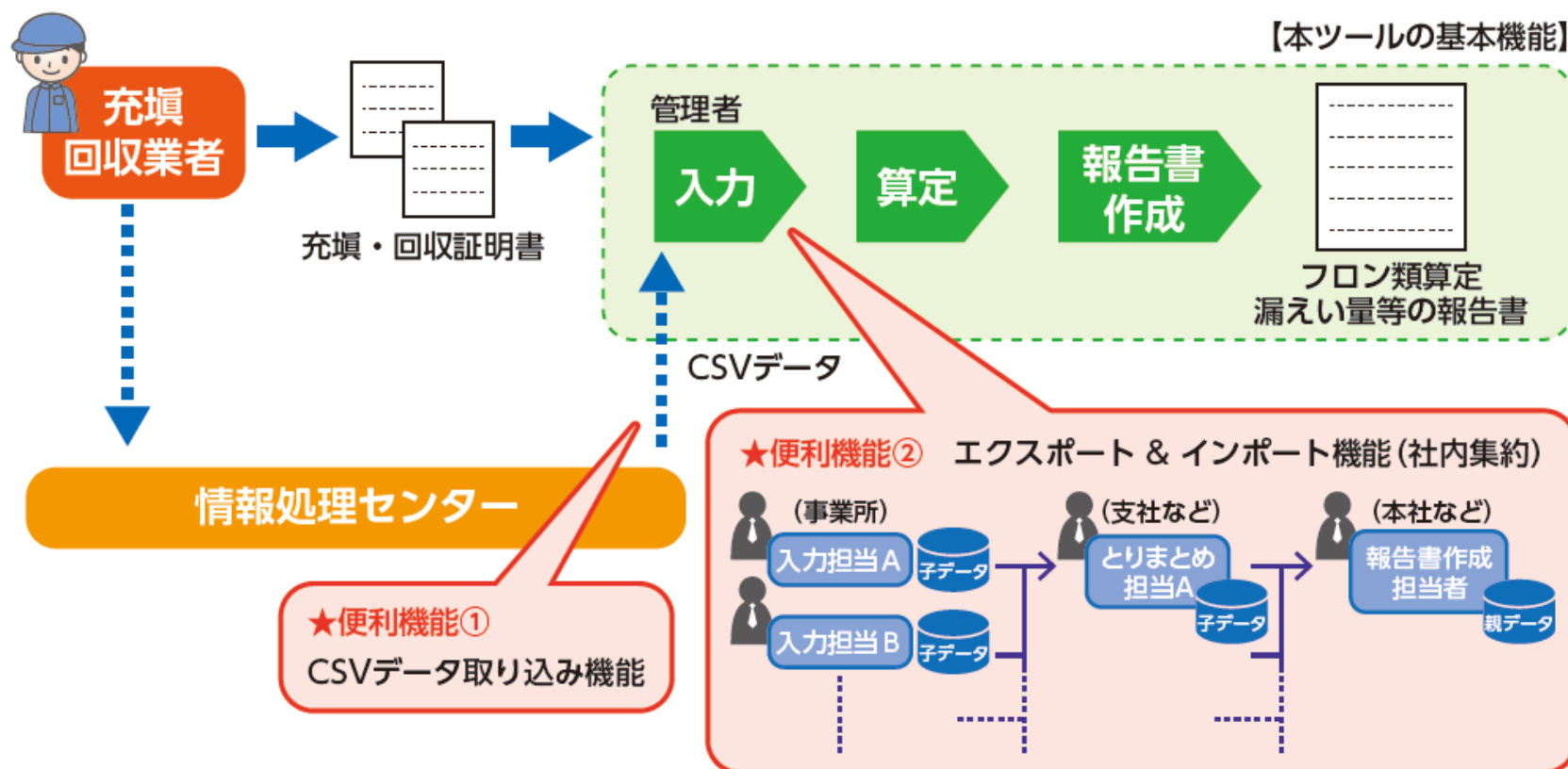
- ① 書面による提出（持参または郵送）
- ② 磁気ディスク（コンパクト・ディスク（CD）等）による提出
- ③ 電子報告システムによる提出

※郵送する場合は簡易書留を用いてください。

※電子報告システムによる提出については、参考資料2（77ページ）をご参照ください。

## 4-3. 報告書作成支援ツール

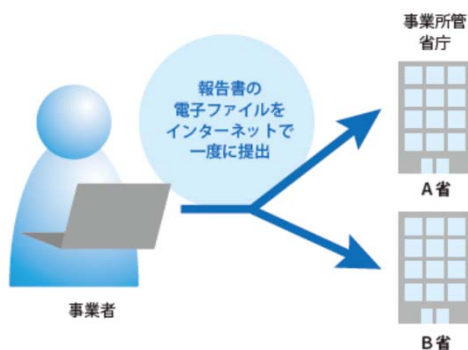
- 「報告書作成支援ツール」は、**漏えい量の算定・報告書の作成を支援**するツールです。
- 情報処理センターが提供するデータを読み込むことで、算定漏えい量を自動で計算できます。また、充填・回収証明書により取得したデータを手入力し、計算することも可能です。
- 報告書作成支援ツールから、**紙提出及び電子報告システムでの提出に用いる報告書様式を出力**することができます。
- 詳細な使用方法は、参考資料1（69ページ）をご覧ください。



## 4-4. フロン法電子報告システム

- 「フロン法電子報告システム」とは、フロン類算定漏えい量報告・公表制度に関する各種報告書を受け付けることのできる全省庁共通のシステムです（**電子報告に関して、費用負担はございません。**）。本システムでは、電子証明書のかわりにIDとパスワードを利用します。
- 以下のメリットがありますので、**本システムの積極的なご利用をお願いします。** 詳細な使用方法は、参考資料2（77ページ）をご覧ください。
- なお、昨年度以前に発行されたID・パスワードは、今年度以降も引き続きご利用いただけます。

### 電子報告システムによるメリット



- ・ 紙の提出は不要。電子ファイルの送付のみ
- ・ **複数省庁へも1回の操作で提出可能**
- ・ 提出時に内容確認を実施  
(**誤入力等の可能性が下がります。**)
- ・ 前年度までの報告内容の確認が可能

※電子報告システムを利用する場合には、**環境省又は経済産業省に利用の申請（様式第4電子情報処理組織使用届出書の提出）が必要**となります。受け付けた省庁がアクセスキーを発行し郵送しますので、システムにアクセスし、ID・PWを設定の上、ご利用ください。

※申請様式は、以下のホームページに掲載されています。

[http://www.env.go.jp/earth/furon/operator/issu\\_santei-3.html](http://www.env.go.jp/earth/furon/operator/issu_santei-3.html)

Step1

1. 算定・  
報告対象者

■算定・報告対象となる第一種特定製品の管理者の考え方を確認します。

Step5 報告内容の公表等

5-1.報告内容の公表・開示方法

5-2.昨年度報告の集計結果

Step4

4. 漏えい  
量の報告

■報告対象となる場合、報告書を作成し、国に報告します。

Step5

5. 報告内  
容の公表等

- 国は提出された報告書を集計し、公表します。
- 国民からの開示請求により国から開示されます。

参考 (1) 業種別の留意点

(2) フロン類算定漏えい量報告マニュアル

(3) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度との比較

# 5-1. 報告内容の公表・開示方法

○ 国に報告された情報は、整理した上で環境省及び経済産業省が公表します。

## 公表

- フロン類算定漏えい量について、フロン類の種類ごとに区分し、①事業者ごと、②業種ごと、③都道府県ごとに集計した結果を公表します。特定事業所について報告を行っている場合は、当該特定事業所についても同様に公表します。
- その際、「フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報」（様式第2）に関する情報についても報告している場合、あわせて公表します。
- 環境省及び経済産業省は、事業所管大臣及び都道府県知事にファイルへの記録事項を通知します。事業所管大臣及び都道府県知事は、当該事項を集計した結果を公表できます。

### 公表結果イメージ（平成28年度算定漏えい量実績）

事業者別／業種別／都道府県別 集計結果イメージ

特定漏えい番号コード／特定漏えい番号	算定漏えい量 (CO <sub>2</sub> e)																		国別 算定漏えい 量										
	事業所全体	R-11	R-12	R-13	R-14	R-15	R-22	R-123	R-23	R-32	R-125	R-134	R-143	R-245	R-404	R-407A	R-407C	R-410A		R-410B	R-410E	R-502	R-401A	R-401C	R-408A	R-420A	1999年 2000年		
合計	5,010	74,103	81,733	16	140	737	344	1,104	26,390	138	63	55,798	308	1,202	964,161	2,524	38,150	17	551	103,261	4	6,703	1,153	614	0	180	5	4,607	
40000021 アズビエンス・エデュケーション株式会社	1,478																												
事業者名／業種／都道府県	4,282																												69
	1,301																												
	1,230																												
	9,556	1,586																											
	1,616																												
	2,971																												
	8,059																												
	15,229																												
	2,022																												
	1,438																												
	3,907																												
	6,948																												
	2,178																												
20000300 エイアンドイー株式会社	2,564																												91
58009078 イオンモール株式会社	89,178	440																											
87000690 イオンリテール株式会社	8,850																												
89000700 イオン健康福祉株式会社																													

フロン類の種類別集計結果

関連情報 個表公表イメージ

特定漏えい番号コード	400217771
特定漏えい番号	株式会社アオキスーパー
1. フロン類算定	
2. フロン類算定	
3. フロン類算定	
店舗の新設および漏えい量削減に努	新型機種を導入し、
4. フロン類算定	
上記3. 同様。今年度新設・改装店舗においても新型機種の導入を計画・実施している。	
5. その他の情報	

1事業者ずつ報告された関連情報を掲載

このほか、業種ごと・都道府県ごとの集計では、グラフ・地図により図示

## 開示請求

- 法律に基づき、制度所管省庁及び事業所管省庁に対して、開示請求をすることができます。請求があった際には、担当者欄（担当者氏名、問い合わせ先等）以外は開示されません。

## 5-2. 昨年度報告の集計結果

- 平成28年度フロン類算定漏えい量の報告結果の概要は以下のとおりです。詳細はフロン排出抑制法ポータルサイトの「集計結果の公表」をご確認ください。  
<http://www.env.go.jp/earth/furon/operator/result.html>

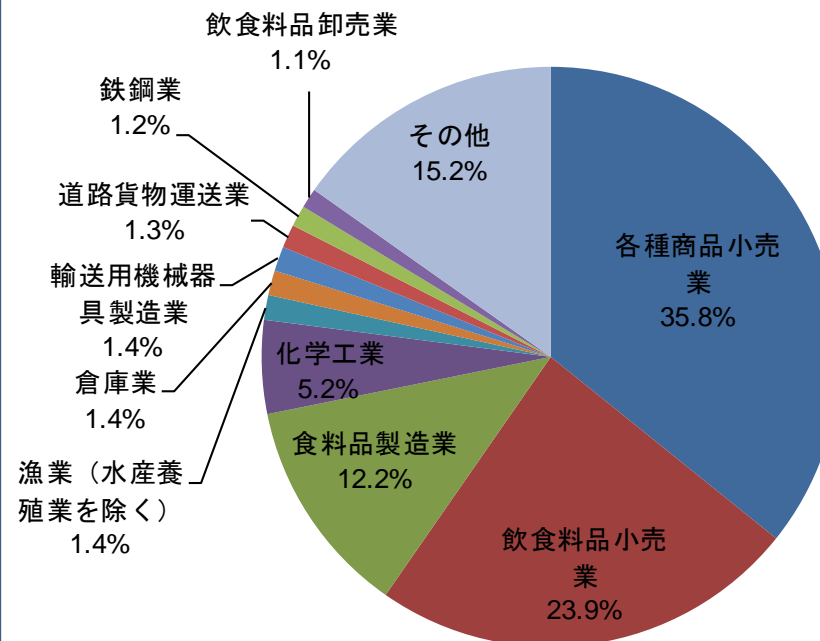
報告結果の概要（平成28年度算定漏えい量）（括弧内は対前年度比）

	報告事業者数	算定漏えい量の合計
特定漏えい者	445事業者（5事業者減）	219万t-CO <sub>2</sub> （18万t-CO <sub>2</sub> 減）
特定事業所	218事業所（43事業所減）	57万t-CO <sub>2</sub> （12万t-CO <sub>2</sub> 減）

特定漏えい者 業種別報告者数  
（上位10業種）

	業種（中分類）	H28 報告者数
1	各種商品小売業	97
2	飲食料品小売業	87
3	食料品製造業	68
4	化学工業	26
5	倉庫業	11
6	輸送用機械器具製造業	10
6	飲食料品卸売業	10
8	鉄道業	9
8	地方公務	9
10	漁業（水産養殖業を除く）	8

特定漏えい者 算定漏えい量業種別内訳



※業種（中分類）別算定漏えい量の上位10業種を表示。

## 5-2.昨年度報告の集計結果

- 報告者（特定漏えい者、特定事業所）が関連情報（様式2）を報告した場合、その報告内容は事業者ごとの個表として集計結果に掲載されています。
- 平成28年度漏えい量集計結果より、**算定漏えい量の削減に関し実施した／実施を予定している措置について、記載内容をもとに分類して集計し、掲載**を行っています。平成28年度漏えい量集計結果における分類ごとの提供件数は以下の通りでした。

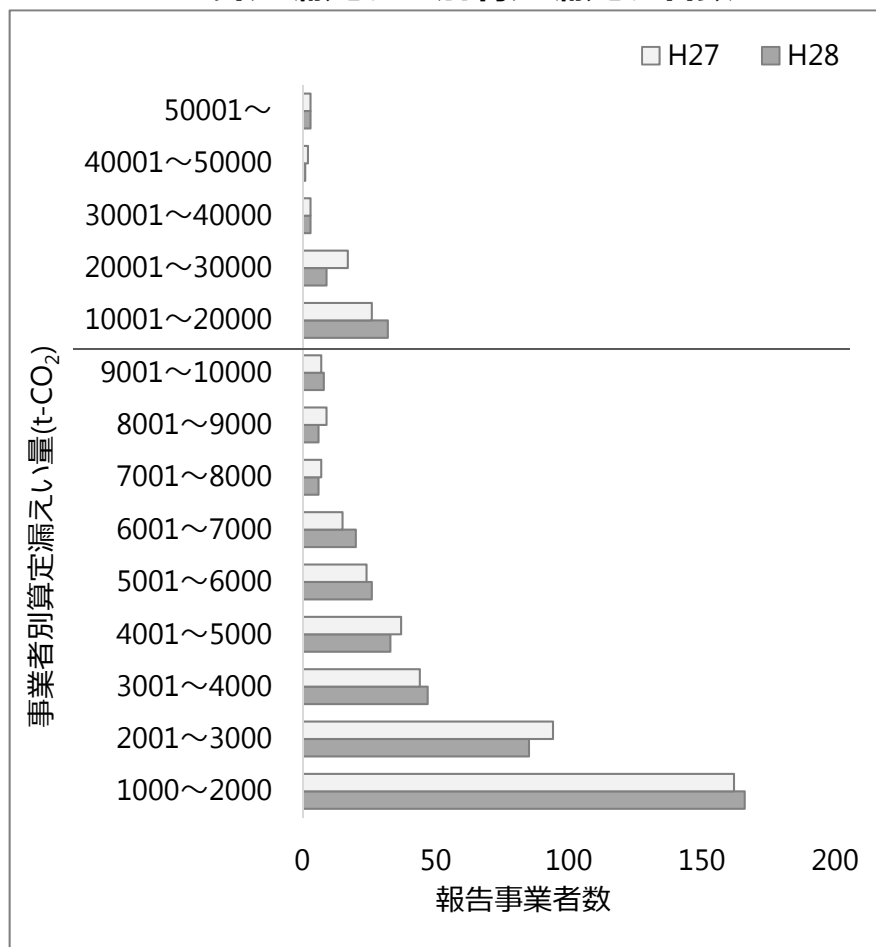
関連情報のうち、フロン類算定漏えい量の削減に関する措置の提供件数

大分類	小分類	特定漏えい者		特定事業所	
		実施した措置	実施を予定している措置	実施した措置	実施を予定している措置
機器の導入・更新に関する取組	a 老朽化機器・漏えい量が多い機器の更新	5	8	1	2
	b CFC、HCFC（R-22など）からの機器の更新	8	5	2	1
	c ノンフロン機器の導入	10	8	2	0
	d 低GWP機器の導入	7	5	0	0
	e その他の機器導入・更新	9	18	0	3
機器の施工に関する取組	f 機器の施工に関する取組	13	5	8	2
機器の使用時における取組	g 機器の使用時における取組	0	1	1	1
機器の整備に関する取組	h 日常点検（簡易点検）における取組	13	3	2	4
	i 定期点検における取組	5	4	1	1
	j その他の点検・整備に関する取組	7	4	4	5
会社全体としての取組	k 会社方針等の策定	0	0	0	0
	l 従業員教育に関する取組	4	6	0	0
その他	m その他の取組	7	6	3	4

## 5-2.昨年度報告の集計結果

- 参考までに、平成27年度分・平成28年度分における事業者別の報告状況は以下のとおりでした。

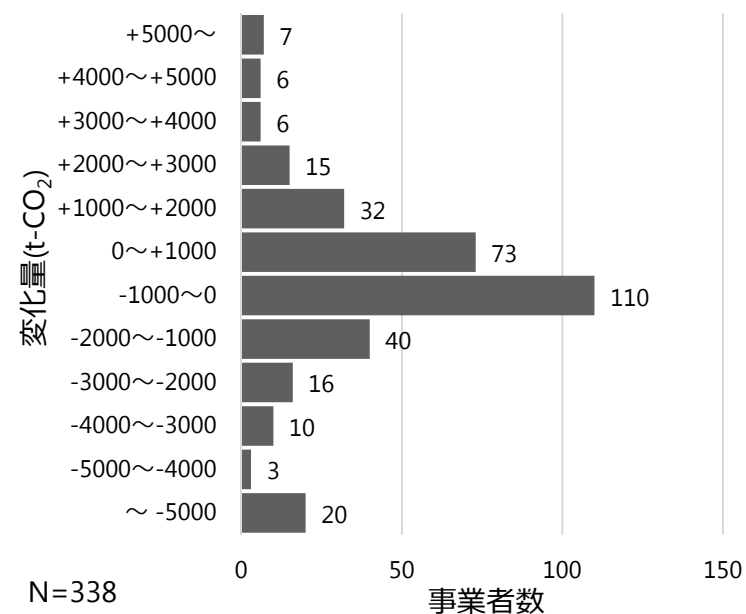
平成27年度分、平成28年度分における  
算定漏えい量別特定漏えい者数



平成28年度分特定漏えい者における  
平成27年度分の報告状況

分類	報告者数	割合
平成27年度分特定漏えい者	338	76%
算定漏えい量増加	139	31%
算定漏えい量同値	0	0%
算定漏えい量減少	199	45%
平成27年度分非特定漏えい者	107	24%

平成27-28年度特定漏えい者における  
算定漏えい量の変化量





Step1	1. 算定・ 報告対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■算定・報告対象となる第一種特定製品の管理者の考え方を確認します。</li> </ul>
Step2	2. 算定・ 報告の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自ら管理する第一種特定製品を把握します。</li> <li>■機器リスト等を作成し、充填・回収証明書の交付を受けます。</li> </ul>
Step3	3. 漏えい 量の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>■充填・回収証明書を集計し、漏えい量を算定します。</li> <li>■算定漏えい量から報告対象かどうかを判断します。</li> </ul>
Step4	4. 漏えい 量の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>■報告対象となる場合、報告書を作成し、国に報告します。</li> </ul>
Step5	5. 報告内 容の公表等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国は提出された報告書を集計し、公表します。</li> <li>■国民からの開示請求により国から開示されます。</li> </ul>

## 参考

- (1) 業種別の留意点
- (2) フロン類算定漏えい量報告マニュアル
- (3) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度との比較

## 参考（1）業種別の留意点

---

- ① **ビルと所有が一体化された第一種特定製品の考え方**
- ② **フランチャイズチェーンにおける加盟店に設置された機器の扱い**
- ③ **自らが管理する移動体における第一種特定製品の把握**
- ④ **他者の事業所・移動体に設置されている第一種特定製品の把握**

## 参考（１）①ビルと所有が一体化された第一種特定製品の考え方

- 第一種特定製品の管理者がどの主体となるかについては、ビルの所有とは一義的には関係がなく、**第一種特定製品そのものの所有や保守・修繕の責務の所在によって判断**されます。
- 一方、**ビルと業務用冷凍・空調機の所有が明確に切り分けられていないケースでは、ビルの所有等に準じて第一種特定製品の管理者を判断する必要があります。**
- ビルの所有に準じる場合には、共有物件、区分所有、転貸物件・一棟貸し物件、証券化物件など、簡易に管理者がどの主体であるか判断しにくいケースがありますので、以下を参考として管理者を判別して下さい。

状況	対応
不動産の信託において、第一種特定製品が信託財産に含まれる場合については、誰が管理者にあたるか。	原則として、第一種特定製品の所有者が管理者にあたりますが、不動産の信託においては、 <u>契約書等の書面に基づき信託財産の管理にかかる指図権を有している者（特定目的会社、不動産投資法人、合同会社等）が保守・修繕の責務を有すると考えられるため、当該指図権者が第一種特定製品の管理者にあたります。</u> なお、第一種特定製品が信託財産に含まれない場合は、第一種特定製品の所有者（テナント等）が管理者にあたります。
建物・機器の所有者と入居者の間において、空調機等の室外機と室内機の所有権が分かれている場合、管理者となるのは誰か。	建物・機器の所有者と入居者の間において締結されている契約等において、冷凍空調機器の保守・修繕の責務が帰属している者が管理者となります。万一、保守・修繕の責務も分けられている場合には、 <u>室外機の保守・修繕の責務を有する者を管理者とします。</u>
機器、物件を共同所有している場合等、 <u>管理者に当たる者が複数いる場合</u> 、誰が管理者にあたるか。	<u>話し合い等を通じて管理者を1者に決めてください。</u>

## 参考（１）②フランチャイズチェーンにおける加盟店に設置された機器の扱い

○連鎖化事業者（フランチャイズチェーンを有する事業者）の場合、保守・修繕の責務を契約書等で加盟店にあることとしていれば管理者は加盟店となります。しかし、下記①又は②をフランチャイズチェーン契約等で定めていた場合は、管理者でなく連鎖化事業者に報告義務が発生します。

①第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定

②当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告

表 フランチャイズチェーン加盟店に存在する第一種特定製品の扱い

管理者	①又は②の指定	報告義務者
連鎖化事業者	-	連鎖化事業者
加盟店	なし	加盟店
<b>加盟店</b>	あり	<b>連鎖化事業者</b>

※表中の赤字のケースでは、管理者と算定漏えい量の報告者が異なることとなります。

※表中の「あり」とは、約款や契約書、方針、行動規範、マニュアル等において明確に定められている場合を指します。

※連鎖化事業者から報告される機器については、加盟店からの報告対象から除外し、重複のないようにしてください。

## 参考（１）③自らが管理する移動体における第一種特定製品の把握

以下の考え方に従い、自らが管理する移動体に設置された第一種特定製品を把握します。

- 自動車（冷凍冷蔵トラック等）  
原則として**所有者が管理者**に当たりますが、契約等で使用者の保守・修繕の責任が明記されている場合には、使用者が管理者に当たります。
- 鉄道車両  
原則として、**鉄軌道事業者が管理者**に当たります。

### 主な第一種特定製品の例（移動体）

- ・ 鉄道車両用空調機
- ・ 冷凍車の貨物室、大型特殊自動車・小型特殊自動車・被牽引車のカーエアコン
- ・ 船舶用エアコン、鮮魚冷凍庫（スクリュー冷凍機等）

※移動体の冷媒の充填・回収は、移動体を管理している場所とは異なる場所で行う場合がありますが、その場合は移動体を管理している事業所及びその事業所の属する都道府県における漏えいとみなして報告してください。

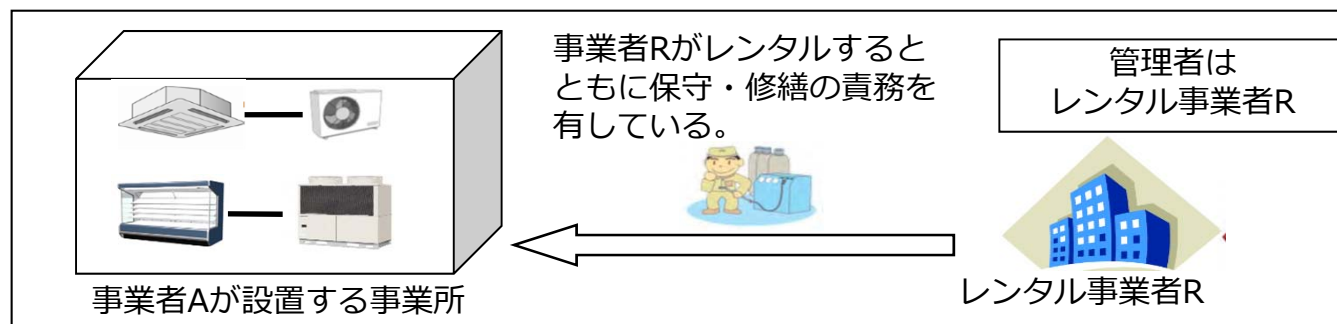
全国各地で充填・回収を行った場合でも、管理事業所の属する都道府県における漏えい量として報告



## 参考（1）④他者の事業所・移動体に設置されている第一種特定製品の把握

○他者が設置する事業所に設置されている第一種特定製品であっても、**自ら所有し、かつ日常管理・保守点検責任を担っている場合には、管理の対象**となります。

レンタル事業者が業務用エアコン、業務用冷凍・冷蔵機器、冷水機等を貸与し、日常管理・保守点検責任を担っている場合は、レンタル事業者が管理者に当たります。



連鎖化事業者（フランチャイズチェーン事業者）が所有しており、加盟店に設置している業務用エアコン、業務用冷凍・冷蔵機器、冷水機等は、連鎖化事業者が管理者に当たります。（契約書等で保守・修繕の責務を加盟店としている場合は加盟店が管理者に当たります。）



## 参考（２）フロン類算定漏えい量報告マニュアル

- フロン排出抑制法に基づく「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」について、各事業者が報告対象かどうかを判定し、フロン類漏えい量を算定・報告するために必要な事項を解説するものです。より詳細な説明はこちらをご覧ください。
- 下記URLからご確認いただけます。  
<http://www.env.go.jp/earth/furon/document/index.html>

### フロン類算定漏えい量報告マニュアルの構成

#### 第Ⅰ編 フロン類算定漏えい量の報告・公表制度の解説

制度の背景、枠組み、他の制度との関係を解説します。また、公表方法・開示請求の方法について解説します。

#### 第Ⅱ編 フロン類漏えい量の算定方法

フロン類漏えい量の算定方法を解説します。この制度では、自ら管理する第一種特定製品を正しく判定し、漏えい量を算定した上で報告対象か判断し、算定・報告することが重要となりますので、報告対象者の考え方、自らが管理する第一種特定製品の特定、報告時の算定漏えい量の算定方法までを解説します。

#### 第Ⅲ編 フロン類漏えい量の報告方法

本制度で必要となる（又は提出できる）報告書等の提出方法、記載方法を示します。

#### 第Ⅳ編 付録

その他本制度に関する付加情報（業種別の算定事例、関連法規、連絡先・問い合わせ先、産業分類コード、様式、チェックシート）を示します。

### 「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」との関係

別途用意されている「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」は、第一種特定製品の管理者（主に事業者や地方公共団体等の機器管理担当者）向けに、第一種特定製品の使用時及び廃棄時において行うべき取組全般について、法律、政省令等の考え方を解説したものです。

この中には第一種特定製品の管理者が行う漏えい量の算定・報告方法の解説も一部含まれておりますが、「フロン類算定漏えい量報告マニュアル」は、この算定・報告方法を詳細に解説したものです。

## 参考（3） 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度との比較

- 本制度に関連する制度として、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量の算定・国への報告を義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する制度である「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」があります。これは地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）により定められています。
- 算定対象の活動によりHFCを3,000t-CO<sub>2</sub>以上排出する事業者には、排出量の報告が求められています。

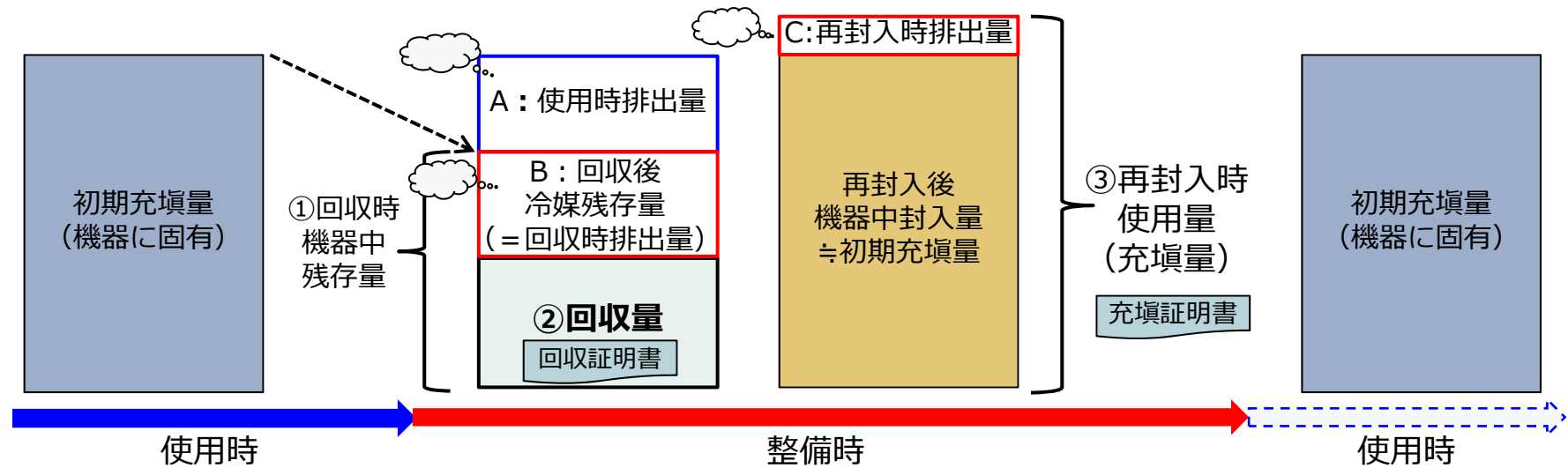
	温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度	フロン類算定漏えい量 報告・公表制度
対象冷媒	温室効果ガス： <b>HFC</b> (他、CO <sub>2</sub> , CH <sub>4</sub> , N <sub>2</sub> O, PFC, SF <sub>6</sub> , NF <sub>3</sub> も報告対象)	フロン類 ( <b>CFC, HCFC, HFC</b> )
冷媒フロン類における報告対象となる排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>使用開始時排出</b></li> <li>• <b>整備時排出</b></li> <li>• <b>廃棄時排出</b></li> </ul>	<b>使用時排出</b>
報告基準	<b>3,000t-CO<sub>2</sub>以上 (HFC)</b>	<b>1,000t-CO<sub>2</sub>以上 (フロン類)</b>
報告者	排出がある場所を管理している事業者	業務用冷凍空調機器の管理者
報告対象期間	報告する年の前年 (前年1月～12月)	報告する年の前年度 (前年4月～当年3月)



# 参考（3）算定対象となる排出の比較

- フロン類算定漏えい量報告・公表制度における算定漏えい量と、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における整備時排出では、下図のように対象が異なります。
- 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度での排出量の算定方法詳細については、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルをご確認ください。

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>



**フロン排出抑制法※1** 算定漏えい量 = ③再封入時使用量 (充填量) - ②回収量

：算定漏えい量  
(報告者：業務用冷凍空調機器の管理者)

$$= \boxed{\text{A: 使用時排出量}} + \boxed{\text{B: 回収後冷媒残存量 (=回収時排出量)}} + \boxed{\text{C: 再封入時排出量}}$$

**温対法※2** 排出量 = ①回収時機器中残存量 - ②回収・適正処理量 + ③再封入時使用量 × ④単位使用量当たりの排出量

：整備時排出量  
(報告者：排出がある場所を管理している事業者)

$$= \boxed{\text{B: 回収後冷媒残存量 (=回収時排出量)}} + \boxed{\text{C: 再封入時排出量}}$$

※1 フロン排出抑制法：フロン類算定漏えい量報告・公表制度 ※2 温対法：温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度